

○議長（茅沼隆文）

続いて、議案第24号 平成28年度開成町介護保険事業特別会計予算の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、261ページをご覧いただきたいと思います。

議案第24号 平成28年度開成町介護保険事業特別会計予算。

平成28年度開成町の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億9,637万3,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

続いて、次ページ、262ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算。

歳入でございます。1款の保険料から9款諸収入まで、歳入合計9億9,637万3,000円。

歳出。1款総務費から7款予備費までで、歳出合計、同じく9億9,637万3,000円でございます。

まず、全体的なご説明をさせていただきたいと思います。265ページをご覧いただきたいと思います。

総括の歳入でございます。歳入歳出ともに本年度予算9億9,637万3,000円で、前年度より8万3,000円の増となっております。昨年から介護保険料を改定させていただきましたけれども、被保険者が増加している状況から、前年度よりも640万円余り増額で計上させていただきました。昨年は平成27年10月現在で人数を3,961人で推計をいたしました。本年度は28年4月の推計で4,053人と想定して保険料を積算いたしました。これは、被保険者が増えている状況でありますので、昨年同様10月現在で推計をいたしますとかなり積算が過大になる可能性があったということで、4月の推計で出したものでございます。

また、歳出のほうですが、保険給付費等が減になっていることから4款の支払基金

交付金、5款の県支出金は減額となっておりますけれども、3款の国庫支出金につきましては地域支援事業費交付金が増額になっていることから、差し引き220万円余りの増額ということになってございます。

続いて、次のページ、266ページをご覧ください。

歳出でございますが、2款の保険給付費でございますけれども、1,316万9,000円、昨年より1.4%の減となっております。こちらは、小規模通所介護が地域密着型サービスで移行されたことなどによるものでございます。逆に、3款の地域支援事業費につきましては、平成28年度より介護予防生活支援総合事業が開始されることから、前年より830万円余り増額で計上しております。そのため、トータルとしては前年とほぼ同額となっております。

では、細部説明に移らせていただきます。別冊資料、60ページ61ページをご覧ください。

歳入の保険料、第1号被保険者保険料、現年度分特別徴収保険料でございます。こちらは、特別徴収割合を91%と想定しまして、その下の普通徴収保険料が9%、徴収率をそれぞれ100%及び90%と想定し保険料を積算いたしました。

二つ省略させていただきます。国庫支出金になります。現年度分介護給付費負担金でございますが、国からの介護給付費の負担分となります。施設給付費の額については15%、施設分以外については20%になります。

一つ飛びまして、国庫補助金、現年度分調整交付金でございますが、後期高齢者の加入割合や所得格差など市町村の財政力の格差を調整するための交付金で、100万円を計上してございます。

次に、現年度分地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）でございます。国からの地域支援事業の介護予防事業に対する交付金ということで、25%ということになってございます。

次の現年度分地域支援事業費交付金（包括的支援事業・任意事業）でございますが、包括的支援事業、任意事業に対する交付金でございます。第6期は39%となっております。

続いて、支払基金交付金です。現年度分介護給付費交付金でございますが、介護給付費の交付金28%を見込んでございます。

一つ飛びまして、地域支援事業費支援交付金ですが、こちらも28%になります。

次に、県支出金、県負担金、現年度分介護給付費負担金になります。こちらは、施設給付費の分が17.5%、施設分以外は12.5%になります。

次の現年度分地域支援事業費交付金は介護予防に対する交付金で、12.5%となっております。

次の現年度分地域支援事業費交付金（包括的支援事業・任意事業）は、19.5%です。

二つ飛ばさせていただいて、繰入金になります。一般会計繰入金、現年度分介護給付費繰入金は割合が12.5%、その下のその他一般会計繰入金は1名分の職員給与費

等繰入金及び要介護認定等の事務費の繰入金で、一般会計から要介護認定等の事務費に対して繰り入れを行っております。

次の地域支援事業費繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）でございますが、地域支援事業の介護予防事業繰入金12.5%を見込んでございます。

次のページをお開きください。

地域支援事業費繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、19.5%の割合になります。

次の低所得者保険料軽減繰入金は第6期からスタートしたものでございまして、公費による保険料軽減策の強化として低所得者のために保険料を軽減するものでございます。第1段階の方の公費負担分として、国が2分の1、県と町が4分の1を繰り入れております。

以下につきましては科目設定等でございますので、省略をさせていただきたいと存じます。

続きまして、歳出になります。64ページ、65ページをご覧ください。

総務費の一般管理費でございますが、こちらは会議や研修の旅費や負担金等を計上しております。

次の介護サービス事業所指導関係費は、町内の地域密着型介護事業者に対する指導・監督を実施する際の図書関係等の購入等でございます。

次に、介護認定審査会費です。足柄上衛生組合運営の足柄上地区介護認定審査会に対する開成町の負担分になります。管理経費割と実績割で計上をしております。

次に、認定調査関係費になります。有資格者の非常勤認定調査員とともに自宅や入所施設に出向いて調査を行っております。平成28年度は607件で計上しております。また、遠隔地の方には認定調査を委託により実施をしており、こちらは15件と想定をしております。

次に、高齢者保健福祉事業運営協議会関係費になります。年2回の会議を開催することを計画しております。

続いて、保険給付費でございます。居宅介護等サービス給付事業費でございますが、認定者を平成28年10月で630名と想定をしております。認定者は増加しておりますが、小規模通所介護は地域密着型サービスに移行されることから、前年度当初より5,838万6,000円の減と見込んでおります。

一つ飛びまして、施設介護サービス給付事業費になります。こちらは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設等に入所して受ける介護サービスによる給付になります。老人保健施設入居者が増加しておりますけれども療養型医療施設入所者が減となっておりますので、合計では2,473万2,000円の減となっております。

一つ飛びまして、居宅介護等福祉用具購入費給付事業費になります。こちらは、腰掛便座や入浴補助用具等の福祉用具の購入による償還払いです。10万円が限度額と

なっております。

次に、居宅介護等住宅改修費給付事業費です。手すりの取り付けや段差解消の住宅改修による償還払いでございます。こちらは20万円が限度となっております。

次に、居宅介護等サービス計画給付費になります。認定者が増加しておりますので、584万3,000円、前年より増となっております。

一つ飛びまして、地域密着型介護サービス給付事業費でございます。これは、認知症対応型通所介護、認知症対応型の共同生活介護等によるサービスになります。利用者の伸びと地域密着型通所介護の創設によりまして、6,673万3,000円の増となっております。

一つ飛びまして、介護予防サービス等諸費でございます。介護予防サービス給付事業費は、要支援の方の訪問介護、通所介護、短期入所など在宅で受ける介護サービスに係る給付でございます。給付の伸びが落ちついておりますので、前年度よりも308万1,000円減で計上させていただいております。

以下については省略させていただき、次のページをお開き願います。

一つ飛びまして、介護予防福祉用具購入費給付事業費でございます。要支援の方の福祉用具購入ですけれども、限度額が10万円、給付の伸びがありますことから前年より6万円の増といたしました。

その下の介護予防住宅改修費給付事業費でございます。こちらは、前年と比べ6万円の減で積算をいたしております。

次に、介護予防サービス計画給付事業費でございます。平成28年度から一部が地域支援事業に移行しますが、サービス利用者の増を見込みまして前年より18万4,000円の増とさせていただきました。

一つ飛びまして、高額介護サービス等費になります。高額介護サービスにつきましては、介護サービスの一部負担金が一定額を超過したときに、その超過分を給付するものでございますけれども、平成28年度も増加の傾向にございますので、前年より174万8,000円の増で計上しております。

二つ飛ばさせていただいて、特定入所者介護サービス等費です。平成17年の10月から制度ができたものでございますけれども、居住費及び食費が自己負担になったことで低所得者に対して給付を行っているものでございます。27年の8月から支給の対象者の要件が見直されたことに伴いまして、平成28年度は246万4,000円の減といたしております。

三つ省略させていただいて、高額医療合算介護サービス費でございます。要介護1から5の利用の方の医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に、負担を軽減するものでございます。

一つ飛んで、地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。これまでの地域支援事業に加えて、介護保険法の改正により平成28年度から介護予防訪問介護と介護予防通所介護がこちらに移行されます。また、これらのサービスのみ利用する方については、介護予防のケアマネジメントを行いまして、介護予防の取

り組みを計画的に行ってまいり予定でございます。

次のページをお開きください。

一般介護予防事業費でございます。こちらは、これまでの介護予防教室や二次予防事業の対象者の把握事業等を実施しております。また、ボランティア等の人材育成や支援も進めてまいりたいと考えております。

一つ飛びまして、包括的支援事業費です。平成24年度から地域包括支援センターを委託しておりますけれども、その委託経費を計上しております。また、地域包括支援センターの運営協議会関係の経費等も計上してございます。

以下は項目設定等でございますので、説明を省略させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

以上で、議案第24号 平成28年度開成町介護保険事業特別会計予算の説明を終了いたします。